

大都市財政の実態に即応する財源の拡充 についての重点要望（平成18年度）

財政需要が増大する中であって、大都市においては、行財政の効率化などに格段の努力を払っておりますが、その財政運営は極めて厳しい状況にあり、自主財源の拡充強化を図ることが何よりも急務であります。

今般の「三位一体の改革」に関しましては、国から地方へ概ね3兆円規模の税源移譲を目指すことなどの政府の方針が本年6月の閣議決定「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」においても改めて示されておりますが、大都市が自主的・自立的な行財政運営を行うためには、国から地方への税源移譲・権限移譲により、真の地方分権を推進し、大都市の実態に即応した税財政制度を確立することが重要であります。

つきましては、下記事項について格別のご配慮をいただきますようお願いいたします。

記

1 真の地方分権の実現のための国・地方間の税源配分の是正

現在、国・地方間の租税配分は3：2であるが、地方交付税、国庫支出金等も含めた「税の実質配分」は1：4と逆転している。

地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるような真の地方分権を実現するためには、国・地方間の税源配分を速やかに是正する必要がある。

については、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税源の充実確保を図るため、所得税・消費税・法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の租税配分を当面1：1とすること。

この第一歩として、今般の「三位一体の改革」により、まずは所得

税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲を平成18年度税制改正において確実に実施すること。その際、道府県民税と市町村民税の税率配分について、基礎自治体である市町村の役割に十分配慮した配分となるよう定めること。

さらに、平成19年度以降も地方分権を推進するために改革を継続し、消費税、法人税も含めた基幹税からの税源移譲について、その具体的な工程を明示したうえで、早期に実現すること。

2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

基礎自治体である市町村、とりわけ指定都市の税収入の伸びは相対的に低い状況にあり、大都市特有の財政需要に対応するため、大都市においては、法人が産業経済の集積に伴う社会資本の整備などの利益を享受していること及び消費流通活動が活発に行われていることを勘案して、都市税源、特に法人所得課税、消費・流通課税などの配分割合を拡充強化すること。

3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

大都市においては、国・道府県道の管理その他事務配分の特例が設けられ、道府県に代わってこれらの事務を行っているにもかかわらず、所要額が税制上措置されていないこと、さらに、道府県費負担教職員給与費が指定都市に移管されようとしている状況等を十分に考慮し、大都市特例税制を創設すること。

4 国庫補助負担金の改革

国庫補助負担金の改革は、地方が示した改革案に基づき、地方へ財政負担を転嫁することなく、必ず税源移譲と一体で進めるとともに、国の関与を速やかに廃止・縮減すること。

公立文教施設等施設費及び公共事業関係の国庫補助負担金についても、その財源が国債であったとしても、国税をもって償還されることを踏まえ、税源移譲の対象とすること。

また、交付金化された国庫補助負担金についても、国の関与が依然として残ることから必ず税源移譲につなげること。

生活保護・児童扶養手当の国庫負担率の引き下げは、地方の自由度の拡大につながらず、単なる地方への負担転嫁に過ぎないものであるため、絶対に行わないことはもとより、生活保護制度が制度創設から半世紀を経過し制度疲労を起こしている状況を鑑み、社会保障制度の全体改革の中で、時代に即した制度とすること。

義務教育費国庫負担金については、地方が創意と工夫に満ちた教育行政を展開するため、廃止して税源移譲すること。

5 地方交付税の改革

地方交付税の改革については、地方のあるべき行政サービスの水準について地方と十分な議論を行った上で進め、その際には、財源の保障機能と税源偏在の調整機能を分離することなく双方を重視すること。

地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確実に確保するとともに、本格的な税源移譲の際には、地方交付税原資の減少が生じることのないよう、地方交付税率の引き上げ等の措置を実施すること。

地方財政計画と決算との乖離是正にあたっては、投資的経費と經常的経費を同時一体的に是正すること。

地方財政の予見可能性を高め、地方自治体が計画的な財政運営を行うことができるよう、地方とともに、「中期地方財政ビジョン」を早期に策定すること。

平成17年10月

指 定 都 市